

市原市上下水道部公告第1号

公用車両の売払いについて、一般競争入札（郵便入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月1日

市原市長 小出 譲治



第1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 公用車両売払い
- (2) 入札に付する物品及び数量 トラック車両 1台
- (3) 物品の特質
 - ①積載車（普通）

車種	キャブオーバ（普通）
車名	日野
車台番号	XZU414-1002515
型式	PB-XZU414M
原動機の型式	N04C
初年度登録	平成18年6月
走行距離計表示	10,000km（令和5年6月2日時点）
最大積載量	3,000kg
排気量	4.00L
備考	一時抹消登録済

※売り払う車両は、現状有姿での引渡しとする。

第2 売却予定価格

300,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

第3 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 当該財産に関する事務に従事する職員でない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から起算して、前2年以内に手形交換所又は電子交換所による取引停止処分を受けた者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定による一般競争入札参加停止措置を本入札の公告日から落札日までの間に受けていない者
- (7) 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本入札の公告日から落札日までの間に受けていない者
- (8) 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、本入札の公告日から落札日までの間に受けていない者

- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又はその団体に属する者でないこと
- (10) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- (11) 市原市税の滞納がないこと（市原市内に事業所を有する法人又は住所等を有する個人のみ）

第4 申請用紙及び契約条項等の配布

- (1) 期間等 令和6年2月1日から令和6年2月26日まで
午前9時00分から午後5時00分まで（但し土、日、祝日を除く）
- (2) 場所 市原市役所 上下水道部 給水課
市原市国分寺台中央一丁目1番地1 電話0436-23-9861

※市原市ウェブサイトにおいては、令和6年3月21日まで申請用紙及び契約条項等をダウンロードすることができる。

アドレス：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=659e3be3a0ef3b1c9e5ea9ec>

第5 入札参加申込み

入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を受付期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 受付期間 令和6年2月 1日 午前8時30分から
令和6年2月26日 午後5時15分まで 必着
- (2) 提出先 市原市国分寺台中央一丁目1番地1
市原市役所 第1庁舎3階 水道総務課
- (3) 提出方法 一般書留または簡易書留のいずれかで郵送する。持参も可とする。
受付期間を過ぎて到達したものは無効とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

令和6年3月4日に郵送（簡易書留）により通知予定。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和6年3月8日までに水道総務課長に書面を持参して行わなければならない。回答は、説明を求められた日から7日以内に書面で行う。

第6 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問は、質問回答書に必要事項を記載のうえ、電子メールで提出すること。この場合、電話で着信の確認をすること。

- (1) 期間 令和6年2月1日から令和6年2月14日まで（土、日、祝日を除く）
受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 受付先 市原市役所 上下水道部 給水課
電話 0436-23-9861
電子メール kyuusui@city.ichihara.lg.jp

※回答は令和6年2月20日に市原市ウェブサイトで公開する。

アドレス：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=659e3be3a0ef3b1c9e5ea9ec>

第7 説明会並びに入札物品の公開日時及び場所

説明会及び入札物品の公開を下記の日程で行う。

- (1) 公開日 令和6年2月9日
- (2) 時間 午前10時00分から午後3時00分（正午から午後1時を除く）
- (3) 場所 新井浄水場 市原市新井731番地
- (4) 問合せ先 市原市上下水道部給水課（電話0436-23-9861）
- (5) 注意事項 新井浄水場入場の際、守衛室の担当者へ声掛けをお願い致します。

※説明会に参加しなくても入札に参加できるが、各種事項は全て了知しているものとみなす。

第8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。

なお、契約締結期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属する。

- (1) 納付期間 令和6年3月5日から令和6年3月15日まで
- (2) 納付方法 市が発行する納入通知書により指定の金融機関等で納付する。

第9 入札方法等

入札する者は、入札期間内に郵便により入札書を提出する。入札者は、消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

- (1) 提出期間 令和6年3月 8日 午前8時30分から
令和6年3月15日 午後5時15分まで 必着
- (2) 提出先 市原市国分寺台中央一丁目1番地1
市原市役所 第1庁舎3階 水道総務課
- (3) 提出方法 一般書留または簡易書留のいずれかで入札書及び入札保証金領収証書の写しを提出する。持参も可とする。
入札書提出期間を過ぎて到達したものは無効とする。
- (4) 入札回数 1回

第10 入札書の書換え等

提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

第11 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札の心得等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

第12 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月21日 午前10時00分
- (2) 場 所 市原市国分寺台中央一丁目1番地1
市原市役所 第2庁舎3階 2302会議室
- (3) 立 会 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。

第13 落札者の決定

市の売払い予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、同価格で入札した者は、「くじ」を辞退することはできない。

「くじ」は、当該対象者が開札に立ち会っている場合は直ちに実施する。立ち会っていない場合は、自らくじを引く意向の有無を確認し、意向が有る場合は、別に日時を設定のうえ「くじ」を実施する。意向がない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

第14 落札価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって

落札価格とする。

第15 契約保証金

契約保証金は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額の納付または契約保証金に代わる担保を付するものとする。

なお、契約保証金は契約違反等により契約を解除した場合は、違約金として市に帰属する。

第16 入札結果の公表

入札結果については、次の事項について公表するものとする（但し、個人名及び個人の住所については除く）。

- (1) 落札者名
- (2) 落札者の住所
- (3) 落札金額
- (4) 入札参加者
- (5) 入札金額

第17 契約書の作成及び売買代金等の支払い

(1) 落札決定の翌日から5日以内に契約を取り交わすものとする。落札者は、契約締結後、市が発行する納入通知書の発行日から20日以内に売買代金を支払わなければならない。

(2) 落札者は、売買車両の手続き及び搬送等に係る費用を負担するものとする。

第18 物品の引渡し の 時期及び場所

(1) 時期 市が指定する日以降で、全額完納確認後30日以内に行う。

(2) 場所 新井浄水場 市原市新井731番地

第19 その他

(1) 提出された資格確認資料は返却しない。

(2) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。

(3) 入札参加者は、契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。

(4) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

第20 問い合わせ先

(1) 入札執行課

市原市役所 上下水道部 水道総務課

電話番号 0436-22-1111（代表）内線5613

(2) 事業及び契約担当課

市原市 上下水道部 給水課

電話番号 0436-22-1111（直通）内線5631